

## 見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

### 1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名 水戸市高齢者の医療と健康に関するアンケート調査実施 一式
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務完了期限 令和6年2月15日
- (4) 業務場所 仕様書のとおり

### 2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

### 3. 見積書及び競争参加資格確認のための書類等の提出場所等

- (1) 場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連絡先 (担当) 松尾 電話番号 029-853-3062
- (3) 見積書提出期限 令和5年11月6日 12時00分

### 4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

### 5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和5年10月30日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 原 晃

## 見積書提出の注意事項

- 1 本見積書提出期限 令和5年11月6日 12時00分  
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で発送する場合には提出期限までに必着のこと)  
提出場所 〒305-8576  
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 松尾  
電話番号: 029-853-3062
- 2 見積書作成の注意
  - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
  - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
  - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 見積競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等  
この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等(以下「競争参加者の確認書類」という。)を見積書とともに提出すること。
  - (1) 競争参加資格の確認のための書類
    - ・令和5年度に係る国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格の写しもしくは過去1年以内に本学との取引実績を有することが分かる書類  
..... 1部
  - (2) 履行できることを証明する書類
    - ・過去5年以内に水戸市から本業務委託と同種の業務委託の取引実績を有することが分かる書類  
..... 1部
    - ・プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得していることを証明する書類の写し(認定証等の写し) ..... 1部

(注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。
- 6 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 7 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
  - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
  - ・役務提供契約基準  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

# 仕 様 書

1. 請 負 件 名 水戸市高齢者の医療と健康に関するアンケート調査実施 一式
2. 業 務 内 容 別紙のとおり
3. 納 入 期 限 令和6年2月15日
4. 納 入 場 所 国立大学法人筑波大学附属病院地域医療システム研究棟  
2階オフィス1  
茨城県つくば市天久保2-1-1
5. 支 払 検査終了後、適法な請求書を受理後 40 日以内に支払うものとする。
6. 契約に必要な細目 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び  
役務提供契約基準によるものとする。
7. そ の 他 (1)その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。  
(2)本仕様書に記載されていない事項については、事前に本学担当者  
と打ち合わせの上、決定するものとする。

# 仕様書概要説明

## 1. 目的・概要

### 1-1 研究目的

水戸市における「かかりつけ医機能」ニーズとその医療的インパクトを明らかにすることを目的とする

### 1-2 目的達成までの過程

筑波大学と水戸市との協定に基づき、水戸市が住民台帳を基に単純無作為抽出した高齢者を対象に、郵送によるアンケート調査を行う

### 1-3 業務を必要とする理由

筑波大学と水戸市との研究協定において、筑波大学は個人情報を保有せずに分析することとしている。一方、アンケート調査の実務では住所氏名の個人情報取り扱いが必要となる。そこで調査実務を業務委託することで、筑波大学が分析のためのデータを受領する際は個人情報を除くデータを受領する体制を構築し、分析業務から個人情報取り扱いを切り離すために、本業務委託が必要となる。

## 2. 業務内容

### 2-1 調査票等の作成及び発送について

2-1-1 受託者は、委託者が作成した調査票をもとに、レイアウト等を調整して調査票を作成する。

2-1-2 調査対象者は、水戸市が選定した 3000 名とする。

2-1-3 調査項目は、委託者が調査票において指定した項目とする。

2-1-4 調査票の仕様は、A4 判 20 頁以内、両面印刷、単色刷りとする。

2-1-5 受託者は、水戸市が提供する Microsoft Excel 形式の調査対象者に係る情報（個人を識別する番号、住所、氏名、カナ氏名、郵便番号等）に基づき、調査対象者の郵便番号、住所、氏名を送付用封筒に、個人を識別する番号を調査票に印刷する。なお、宛名ラベルに印刷したものを調査票に貼ることも可とする。水戸市から受託者への情報提供（CD-R 等）は、受渡し書で管理する。

2-1-6 受託者は調査票のほか、送付用封筒および返信用封筒を作成する。

2-1-7 送付用封筒の仕様は、角 2 カラーの封筒に、研究課題名を印刷したものとする。

2-1-8 返信用封筒の仕様は、長 3 形カラーのテープのり付封筒に、研究課題名を印刷したものとする。返信用封筒に印刷するあて先等の表記については委託者と受託者の協議により決定するものとする。

2-1-9 調査票及び送付用封筒、返信用封筒の作成にあたり、事前にデザイン等の打合せを行う。

2-1-10 受託者は調査票及び返信用封筒を送付用封筒に封入し、封緘する。

2-1-11 封緘物の送付にかかる郵送料は受託者が負担する。

2-2 礼状兼督促葉書の発送、調査票の回収について

2-2-1 受託者は調査対象者に対し、回答のお礼及び回答を促すための内容を記したハガキ（以下「礼状兼督促ハガキ」という。）を、委託者が提供する文面を使い作成する。

2-2-2 礼状兼督促ハガキの送付及び調査票回収に係る料金は料金受取人払いとし、その郵送料は受託者が負担する。なお、料金受取人払い承認番号の申請手続きは受託者が行う。

2-2-3 返信用封筒の返送先は受託者とし、調査票は受託者が直接回収するものとする。

2-3 データの入力加工について

2-3-1 受託者は回収した調査票のデータを委託者が提供するコード表に基づき、Microsoft Excel 形式で入力する。

2-4 調査票の電子化について

2-4-1 回収した調査票はスキャンし、PDF化する。

2-4-2 スキャン後の調査票原本は、個人情報保護に配慮した方法で破棄する。

2-5 成果品について

成果品は次のとおりとし、納入期限（令和6年2月15日）までに納入するものとする。

2-5-1 水戸市から提供されたデータのうち個人情報（住所、氏名）を削除したすべてのデータと、調査結果をコード表に基づき入力したデータを、個人で突合せた電子データ（Microsoft Excel 形式）

2-5-2 調査票をスキャンした電子データ（PDF 形式）

2-5-3 上記を納めた電子媒体（CD-R 等）1部

2-6 その他

2-6-1 この仕様書に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

2-6-2 調査票発送は令和5年秋頃とし、作業工程等の時期について、また、その時期に特段の変更等がある場合には、別途協議の上定めるものとする。

2-6-3 成果品の著作権は委託者に帰属する。

2-6-4 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

2-6-5 受託者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も、また、同様とする。

### 3. 調達品に備えるべき技術的要件

本件調達にかかる機能及び技術等の要求要件は次に示すとおりであり、本仕様書に定める各要件を満たさなければならない。

#### 3-1 業務体制について

担当技術者は1名以上配置するものとし、過去5年以内に水戸市から本業務委託と同種の業務委託の担当実績がある者とする。

#### 3-2 個人情報の保護

3-2-1 受託者は、契約後速やかに個人情報保護に係る第三者評価を受けている者（プライバシーマーク取得事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム認証取得事業者をいう）であることを証する書類を委託者に提出しなければならない。

3-2-2 委託者は、必要に応じ個人情報の管理状況について受託者に報告を求め、受託者の事業所に立ち入り、または受託者に必要な支持を与えることができるものとする。

### 4. 個人情報の取扱い

4-1 委託者及び受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

4-1-1 受託者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

4-1-2 受託者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で委託者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

4-1-3 受託者は、事前に委託者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、受託者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

4-1-4 受託者は、上記4-1-3に基づき委託者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で委託者に提

出しなければならない。

- 4-1-5 受託者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、委託者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
- 4-1-6 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、受託者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに委託者に報告するものとする。
- 4-1-7 受託者は、業務に係る委託者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で委託者に提出しなければならない。
- 4-2 委託者は、受託者が上記4-1に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、受託者に重大な過失があったと認められる場合には、受託者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4-3 委託者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、受託者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。
- 4-4 上記4-1-3により受託者から再委託を受けた者は、受託者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。受託者は、その旨明記した書面を、受託者及び再委託を受けた者との連名で委託者に提出するものとする。
- 4-5 上記4-4は、受託者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

## 5. その他

### 5-1 著作権

この契約により作成される成果物の著作権は、成果物の納品と同時に委託者に移転するものとする。

### 5-2 実施権

本調達により実施権が発生することはない。

### 5-3 販売・譲渡権

本調達により販売・譲渡権が発生することはない。

### 5-4 その他

本仕様書に記載されていない事項については、事前に本学担当者と打ち合わせの上、決定するものとする。

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

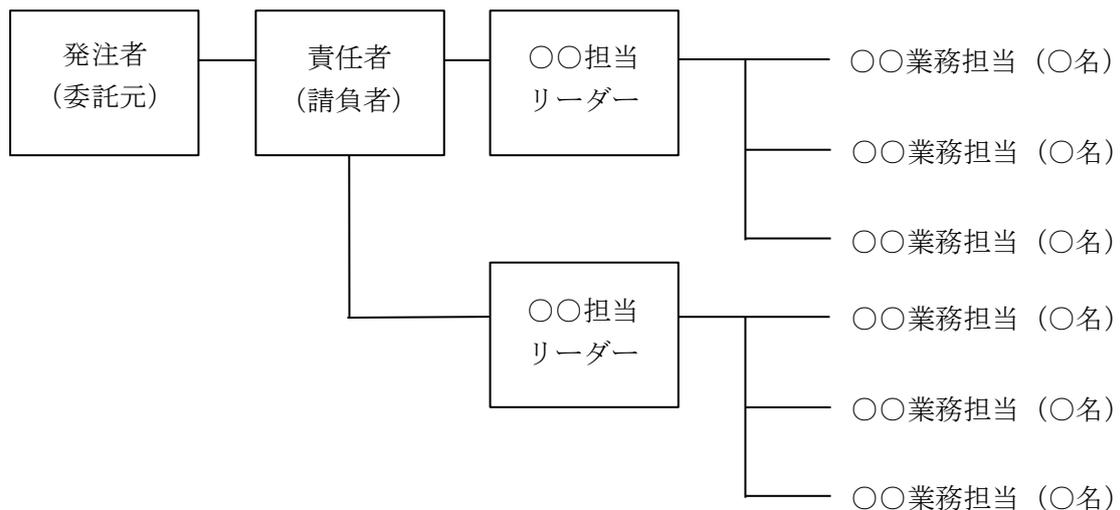
Ⓜ

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「水戸市高齢者の医療と健康に関するアンケート調査実施 一式」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：  
          役職名：                    氏名：
2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制

(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項  
    ※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

④

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「水戸市高齢者の医療と健康に関するアンケート調査実施 一式」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

㊟

「水戸市高齢者の医療と健康に関するアンケート調査実施 一式」に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願ひいたします。

### 記

- 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名  
住 所  
名 称  
代表者名
- 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）  
〇〇〇〇〇円（消費税込）
- 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）  
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）  
 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）  
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
- 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
- その他特記事項

(別紙様式2 個人情報有 参考)

## 再委託承諾書

令和 年 月 日

申請者

殿

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長  
〇〇〇〇 〇〇〇〇

個人情報保護管理者  
〇〇〇〇 〇〇〇〇

令和 年 月 日付で申請のあった「水戸市高齢者の医療と健康に関するアンケート調査実施一式」の再委託について、承諾したのでその旨通知する。なお、申請内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守すること。
- ② 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ③ 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本学に損害を与えたときは、請負者が本学に対する賠償の責を負うこと。
- ④ 再委託に係る業務に契約不適合があったときは、請負者が役務提供契約基準第23に規定する契約不適合責任を負うこと。
- ⑤ 再委託に当たって、請負者は再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- ⑥ 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ⑦ 請負者は、国立大学法人筑波大学からの求めに応じ、⑥の書類の写しを提出すること。

※本承諾書は、契約の相手方に対してのみ発行する。

## 個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「水戸市高齢者の医療と健康に関するアンケート調査実施一式」に関して、業務が終了しましたので、仕様書に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

### 記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他